

秋田大学の教育を考える

石川三佐男¹⁾, 大好直²⁾, 佐々木文子³⁾, 佐藤暢雄⁴⁾, 佐藤博²⁾,
玉本英夫²⁾, 中井正宏³⁾, 中村彰^{4)*}, 藤原孝⁵⁾

1)教育文化学部, 2)工学資源学部, 3)教務企画室, 4)医学部, 5)入試課

An Informal Discussion on *A Distinctive Philosophy of Education* at Akita University

ISHIKAWA Misao¹⁾, OHYOSHI Tadashi²⁾, SASAKI Fumiko³⁾, SATO Nobuo⁴⁾, SATO Hiroshi²⁾,
TAMAMOTO Hideo²⁾, NAKAI Masahiro³⁾, NAKAMURA Akira^{4)*}, FUJIWARA Takashi⁵⁾

1) Faculty of Education and Human Studies, 2) Faculty of Engineering and Resource Science,
3) Academic Advising and Planning Division, 4) School of Medicine, 5) Admission Division

緒言

平成10年度の本学の教養基礎教育改革以来, 平成15年度終了時点で, 全ての学部から新しい教育体制の下での卒業生を輩出することになる。また, 平成15年度には医学部保健学科に第1期生を迎える。この時期, 3学部の教職員が忌憚りの無い議論を経て, 希望的であるにせよ, 本学の他の大学と峻別され得る特徴ある教育を長時間にわたって考える機会を持つことができた。

この契機は, 平成16年から移行される予定の国立大学法人に伴い, 各大学が取りまとめる中期目標・中期計画の素案のたたき台を作成する学内の作業委員会に始まる。作業委員会での9回の作業は延べ30数時間の実質的な協議を経て報告書を提出したが, その作業の過程で, 本学の特徴ある教育を考え直す議論の輪が形成された。

本報告では, 作業委員会で作成した提出物とは異なる観点から, 本学の教育を考え直すための視点を提供するものである。先ず, 以下の見出し「1.」から「4.」に関わる観点について, 凡その論点の整理を試みた。「5.」においては, 著者たちが考え及んだ6つの視座に沿う実施目標のための視点を論拠の簡単な理由を付して示した。特徴ある秋田大学の教育は確実に求められているが,

その形成の素地には本学の構成員や地域社会の人々によって語られることが不可欠である。その様な機会の資料となれば幸いである。

1. 高等教育機関の責務

我国の高等教育機関は優に1200を超え, 進学適齢者の半数以上が様々な機関で様々な形態で学習している中で, 大学は教育と研究の活動を通してその存在の意義を社会に還流(feedback)する役目を担っている。

教育に関するこの明確な責務は, 現在の国立大学であろうと国立大学法人機関であろうと公的な資金にその多くの運営資金を依存している高等教育機関では, 普遍的な基本概念である。他方, 学問の自由に依拠する研究活動にあっては, 教育活動とは幾分様相を異にした考えに支えられている。例えば, 教育活動に関しては, 学生受入れ方針(admissions policy)を社会に対して明示(公約)している以上, 入学生全員に対しては社会公約履行の責務(義務)が直ちに発生する。他方, 研究活動では, 研究者数以上の数の多様で多角的な研究が存在する以上, 研究の具体的な内容にまで及ぶ公約履行義務は発生せず, その研究活動の姿勢が主な評価の対象となる。勿論, 目的を限定して

いる研究施設等にあっては、その成果を提示して社会に説明することが求められていることに変わりはない。

教育と研究に直接関与する教員の場合、上記の2つの観点からの責務に伴う社会的な評価を受けることとなる。その責務の履行を円滑に推進し支援することは不可欠で、学長を責任者とする管理運営を分掌する組織（理事会、役員会）が担うこととなるのが国立大学法人化である。

2. 高等教育機関と社会との関係

社会と高等教育機関との関係を考える場合、従来の国立大学の設置者である文部科学省（文部省）にその責任が帰着し、結果的には大臣に全ての責任が集中する状況から、国立大学法人への移行後は、法的な人格が大学に付与されることで、責任の所在が個々の大学に移行するという基本認識に立つ必要がある。個々の国立大学法人が当該国立大学を設置するので、法人の最高責任者である学長に責任が発生する。従って、大学の自治能力が問われることとなる。同時に、その考え方や活動内容を社会に示すことも、自然に発生する責務である。

国立大学法人化に伴い、別な自由度も増大する。一つの国立大学法人が設置する秋田大学は依然として国立大学であるが、従来の国民全体に奉仕する国家公務員としての建て前の呪縛から解放されるという自由度である。即ち、第一義的には国家公務員としての国民全体への奉仕という職務身分上の原則からの解放である。地域を第一義に設定しても矛盾が生じないという自由度である。少なくとも、筆者たちの何人かは、この数年来の本学が掲げてきた「地域に根ざした学術研究と教育」という方針の転換には、国家公務員という職務の原則からある種の矛盾を感じてきたが、今後はこの種の葛藤から解放されることとなる。従って、本学が存在する地域との関わりについて思う存分考えることができる雰囲気保障された素地が得られたこととなる。勿論、授業料収入だけで賄い切れない運営費には、国からの運営交付金が大部分を占めるという現実がある以上、国民への奉仕という大切な観点は存続する。本学のように「地域との関わりに荷重を置く」大学にあっては、この種の議論よりも、「地域からの認知と支えが、

国立大学法人秋田大学の存在根拠の本質である」という一点を敢えて指摘しておきたい。少なくとも著者らはそのように考えている。

3. 教育に対する責務と学問・研究の自由

大上段の議論をするものではない。寧ろ、以後の議論のための整理／資料としてまとめたい。最初に教育的責務について考察する。「教育」という責務がなければ本学の存立はありえない。その成果が見えにくいのも教育全般に共通する特徴である。然も、その責務の履行状況や経過／経緯の説明も求められている。既に公表されているが、大学評価・学位授与機構の平成12年度着手・13年度継続分の大学評価において、「全学テーマ別評価」に関わる「教養教育」と「教育サービス面における社会貢献」と「研究活動面における社会との連携及び協力」および「分野別教育評価」の「医学系（医学）」は本学が受けた第三者評価である。それらのために本学が費やしてきた作業量は膨大であるが、公表された内容は全国の国立大学の集約であり、多角的な視座を有する教育と研究を考えるための興味の尽きない資料を提供している^[1]。本学が関わった評価主題は、教養教育、教育と社会、研究と社会、専門教育の4つであるが、各大学が独自に掲げる特徴に基づいて評価が行われその内容が公表されたものである。各大学が独自の特徴と考え掲げて説明した内容は様々であり、掲げる個々の特徴に対する評価であるので序列化に馴染まないという公表結果の説明が示されている。然し、多くの大学に共通する視点も含まれており、且つ、国立大学法人法案（第156回通常国会提出関係6法案）には「第三者評価の結果を大学の資源配分に確実に反映させる」ことが明示されていることも事実である^[2]。このような状況の中で、教育の責務の考え方とその履行および学問・研究の自由を如何に特徴ある形で実践してゆくかが問われている。

3-1. 正規の学生への教育的責務

学生受入れ方針に従った選抜を経て許可され、授業料を支払う正規の学生への教育的責務は適切に履行されるべきことは論を待たない。そのため体制（制度）と担当者の教育活動は常に把握しておく必要があることも自明である。

異なる部局・部署に所属する著者たちの議論は、

共通の話題になりやすい本学の教養基礎教育への比重が多くなったことは自然な流れであった。更に、評価機構の「全学テーマ別評価」の「教養教育」では、教育体制、教育課程の構成、教育方法、及び、教育の効果、といった観点から当該大学の表明し説明した内容に対して評価を下しているが、これらの観点からの議論も行った。

入学生に対する教育的責務の履行状況の判断は、この評価機構の「教養教育」に設定された観点に基本的には集約されると考えられる。肝心なことは、それらの観点における必須の要件を満たしつつ、同時に他の高等教育機関との峻別されるべき特徴を如何に構想して制度として取り込み実践しているかという一点にある。殊に、大規模な総合大学ではない本学にあっては、限られた人的・物的資源や資産のもとに凜とした存在を示すことが必要である。

以上の論議は「学習者」^[3]と「教育提供者」^[4]という構図に基づくものであるが、「学習者」と「学習者」あるいは「教育提供者」と「教育提供者」という機関の全構成者を包含した「疎通」^[5]を整備・保証することも教育的責務の別な大切な側面である。著者らの議論では、本学の全ての立場の異なる構成員の接点としての「場」の確保が必要であるとの認識に到達し、その具体的な方策についても示すことができた^[6]。

3-2. 地域社会に視座をおいた教育活動の視座

既に指摘したように、国立大学法人秋田大学が新生するに際し、我々は国家公務員という呪縛からの解放を受ける。そして、地域との絆を堂々と追求できる素地が整ったと考える。この素地をどのような考え方に基づき地域社会からの深い認知と共存を果たすかという論議を行い得た。地域と本学を結ぶ「総合窓口」ともいうべき概念の必要性に辿り着いた。学習者と教育提供者との疎通(interchange)に共通する発想と概念である。心理学や教育学でいう「学習者」の定義や概念を援用しなくとも、完全な存在でない人間という個体は常に学習を行う以上、社会と機関という形態／組織論的捉え方よりも、それらを構成する人間・住民・行為者の「関係」が大切であるというところに依拠する。

地域社会と高等教育機関の関係を深めるためには、それらを構成する人間同士の関係、あるいは、

社会学でいう「紐帯(tie)」の太さを醸成することが確実に優先されるべき視座であると考えている。この紐帯は、主役である学生を含めた高等教育機関を構成する人間同士の関係(紐帯)を醸成する「場」の考えと同じである。実は、最初にこの「紐帯の醸成の場」の概念に辿り着いたのは、本学と地域社会との絆(linkage)を深める方策を議論していた時であり、「総合窓口」の発想が提案され、全く同じ考えが本学の中にも必要であると類推され、「疎通の場」の発想になった経緯がある。

3-3. 社会と研究活動

著者たちの議論は教育に関するものであるが、研究活動についても付言したい。学問の自由の範疇に研究活動が含まれる。研究活動の経費に関しては国立大学法人の考え方は明快／簡潔である。自由な意志に基づく研究活動はその意志のもとに自ら経費を賄うことが原則であると考えられている。文部科学省はそのための支援措置として、地域共同研究センター、サテライト・ベンチャービジネス・ラボラトリー(SVBL, 現 VBL)、あるいは技術移転機関(Technology Licensing Organization, TLO)^[7]など大学と社会(産業界)との結びつきや接点としての機能を各大学に配置する計画が既に整備されつつある。何れにしても、こうした産業界との接点機関を準備することで大学の研究成果が社会に直結し、研究資金の出处の可能性を拡大させる支援策が準備されてきた。同時に、国立大学法人化後の個々の国立大学法人(国立大学)の経営基盤の安定化のための素地を提供する役目も併せ持っている。これらの支援策との関連から触れておきたい事柄がある。技術移転などでいう「技術」は「理系」の分野と考えられがちであるが、本来は「知的所有権」^[8]という意味であり、基本的にはその対象が「理系」に限定されているものではない。

教育評価と同様に研究評価も大切であるが、研究評価は教育評価ほど複雑ではない。成果の評価については、実は、社会が比較的短期間にその成果をその社会の規範に基づいて自然に客観的に評価しているのである。ある教育機関で教育を受けた卒業生が、実社会において指導的役割を果たしているかは、その機関の教育評価の対象となり得る。そうであれば、指導的役割を担うまでの時間

的猶予期間を考慮すべきかしないかという論議も必要になる。厳密性をどの時間的範囲まで広げるかの判断である。研究成果の評価でも同種の議論は発生するが、教育に関する評価ほど複雑ではない。

4. 本学の教育の目的：在学生教育の目的および地域と教育の捉え方

社会で活躍する人材を輩出することは教育機関の共通の理念である。本学の3学部は次のような人材の要請に対する基本姿勢を掲げて入学生を募集している。

教育文化学部：

人間の発達への深い理解にたつて、人間存在をめぐる現代的諸課題を総合的に探求し、新たな生活文化の創造を担う人材を養成する。

医学部：

豊かな教養に支えられた人間性、変貌する社会情勢と疾病構造や学問の進歩に対応し得る柔軟な適応能力、課題探求・問題解決型能力を体得し、地域医療において指導的役割を果たし、社会貢献できる医師を育成するとともに、地域医療で直面する医学的課題を抽出し、生命科学・社会医学の研究を展開できる基礎的能力を有する医師の養成も視野に入れる。

工学資源学部：

地球環境と調和のとれた資源科学と、豊かな人間性を支える工学の発展に寄与できる技術者および研究者を養成する。

個々の学部が追求する専門性は異なることを考慮し、それらの専門性を身につけ社会で活躍する者を職業人と規定すれば、3学部の掲げる教育の目的は「人間性豊かな職業人の養成」という共通項によって表現できる。

他方、地域社会の住民と教育活動との関わりや目的については、平成12年度着手の「教育サービス面における社会貢献」の本学の評価報告書が現状を知る上で参考になる⁹⁾。それによれば、その位置づけを、1) 国立大学本来の業務として国民の付託に応えること、2) 地域の中核的な総合的高等教育機関・研究機関として地域社会の要請に応えること、の2点を掲げている。評価の主題である「教育サービス」については、地域社会の再生への支援が(本学に)期待されていると考え、

地域社会の小中高生、職業人、一般社会人の生涯学習を支援することで県民との共同作業を通じて地域文化を創造し、持続・発展可能な社会の構築を支援するものであると捉えている。その目標には5点が掲げられている。掲げられている報告文に用いられている用語の特徴として、1) 満足させる、2) 意欲を促す／湧かす、3) 資格取得・修学認定の機会を提供する、といった使役動詞が目立っていることが指摘できる。換言すれば、「地域社会の再生への支援が期待されている」と自認しつつも、「地域の求める教育サービス」として「どのようなものが期待されているか」という内容の精査が不足していると指摘できる。もう少し踏み込んで言及すれば、「聞く」という待ちの姿勢では本学の掲げる「共生」の実質化が伴わず、地域の個々の構成員の意見が本学の意見とともに「疎通(interchange)」できる機会を通じて、抽出できた考えや意見に裏付けられた施策や目標の設定が求められていると思われる。

何れにしても、多くの点で改善の余地のあることが指摘されている事実を重く受け止め、本学の特徴ある「教育サービス」の「位置付け／捉え方／目標」を定め直す改善の機能を形作る必要があると思われる。

5. 秋田大学の教育を考える議論からの提案

「4.」までに述べてきた以外の対象にも論議が交わされたが割愛した。割愛された内容も含め、秋田大学の教育に関する6つの視座を設定することができた。

視座1：本学及び秋田県固有の学術資源／資産の整理研究

視座2：人間性豊かな職業人を養成するための教育の充実

視座3：教育の質の維持必須六則(計画・実践・点検・分析・評価・還流)の確立

視座4：学習者中心に基づいた国際水準の学士教育

視座5：北東北・秋田の生活文化の学術活動

視座6：学内外の支援基盤組織の整備

以下、教育の質の向上のための具体的な内容を、これらの視座に基づいた幾つかの標的としての視点を掲げて説明する。

表1 地域に根ざす大学を追求するための活動目標

- [視点1] 大学の教育研究の資源・資産を整理・拡充
- 1) 大学が固有に保有する教育・研究資源の Database の作成
 - 2) 秋田が保有する学術的な教育／研究資料について地域と共同した Database 化の推進
- [視点2] 専門性と特殊技能の共有による教職員の連携
- 1) 本学の教育研究活動に顕著な功績のあった教職員の表彰・顕彰
 - 2) 教務／学務に携わる職員の専門的特殊技能を向上させ合わせた質の向上の推進

5-1. 本学及び秋田県固有の学術資源／資産の整理研究

この視座の趣旨は、本学の最も大切にすべき活動の対象は「地域」であることを自認し、地域に根ざす大学のための具体的な当面の活動目標を定めることにある。

表1に掲げる視点と行動目標は、歴史的時間軸を含め秋田が固有に保有する文化的価値のある多数の有形無形の資産・資源を全国に先駆けて整理・公開することに本学が中心的に寄与することに全て相互に関連している。地域の文化の維持と発展に寄与できれば、最も身近な地域への貢献となると考えるからである。そのためには、手始めに本学が固有に保有する教育研究資源を整理・公開することで信頼できる独自の方法論を確立する必要がある。この過程でTLOに耐えうる知的財産が形成されることも期待される。

視点2は本学の教職員の専門性と特殊技能を有機的に共有しようというものであるが、その背景には資源や資産の整理・公開を実行に移すためには教職員の技能と素養の共有が必要であると考えからである。学内の教職員との有機的共有のための方法論は、最終目標である地域の資源・資産の整理・公開に不可欠な地域の専門家との共同作業への方法論を確立することに通じるものである。

整理・公開の方法としては、既に保有している鉱業博物館の展示・整理法を参考にして発展させることが可能であり、附属図書館の貴重書や本学の教育研究で用いられてきた歴史的な機器・機械類などは十分にその対象として考えられる。地域に求め得る対象には、地質学的や記述的歴史資料、国文・漢籍資料、和算・秋田蘭画など江戸期の文化資料、等々枚挙に事欠かない。地域の文化的特色を効果的な方法で地域と一体となって整理・公開することは、地域の構成員にとって最も受け入れやすい解りやすい形での本学の認知に結びつき、

且つ依拠する自らの地盤を豊かにすると考える。整理・公開する効果的な方法には、Digital技術が不可避であり、本学のもてる能力の範囲にある。そのためにも教職員の専門性の共有が有意義である。実現のためには、場合によっては大学院学生も含めた学内の教職員からなる実施計画を公募することから始めることが考えられる。

但し、一見教育研究活動に結びつきにくい（決してそうではないが）この種の活動を支える環境にまで議論が発展し、教職員の過剰負担の解消法や採用基準に関わることなど、多少視点の逸れた内容も著者たちの議論には含まれていたが、省略する。

5-2. 人間性豊かな職業人を養成するための教育の充実

ここでの趣旨は、「4.」で触れた在学生教育の目的に関するものであるが、この抽象的な課題については本学の将来構想に掲げる特別教育課程などの新しい教育課程や総合教育センターに代表される全学施設に議論の主題が集中した。ここで意識したのは「(専門性を持った)職業人」に対する観点の発想である。但し、これらの実現性に関してはその財政と人員の確保の方途が不明確であり、展望的・希望的な傾向の強い内容となった。「人間性豊かな」という観点への対応は一に教育の中身に帰着される概念であるが、この観点について強いて挙げるなら、教育の場・環境の整備ということになる。即ち、複雑化する21世紀の社会では実に多くの判断を求められる機会が存在するが、従来の判断基準では解決できない場面が発生する。この困難な課題に対処するには、新しい判断基準が求められることは古くから指摘されてきた。その規範の候補として広く支持されている概念に、「説明責任」と「(説明責任に裏打ちされた)自己責任」がある。そこで、世界標準化機構(ISO)の示す認証の取得を追求すれば、結果的に

表2 人間性豊かな職業人を養成するための教育のための視点と目標

- [視点1] 学部、大学院、部局等の教育的取り組み
- 1) 特別教育課程(コース)の設置
 - 2) 独立大学院の設置
 - 3) 各学部、大学院における人間性豊かな職業人を養成する計画
- [視点2] 大学における教育研究活動の環境改善
- 1) 教育・研究環境の整備改善
 - 2) 学園の住環境の整備と保全
- [視点3] Total Management 組織の構築
- 1) 地域社会、全学を鳥瞰した総合管理運営組織と方策
 - 2) 教育・研究の改善・向上への迅速な対応

新しい規範を理解できる人間性豊かな職業人を養成することに繋がるという考えに至った。私学を中心として既に先行的に取得している後追いとも考えられるが、説明責任と自己責任の新しい規範に深く関係する、「ISO9000s」と「ISO14000s」の取得という目標を掲げることも意義のあることと考えた。この取得には、本学の管理運営上の整備も深く関わるところであり、純粋に「教育」という視座からの乖離性が存在することも認識している。表2には、3つの視点を目標に掲げたが、その有効性については多少の懐疑性を伴うものである。

5-3. 教育の質の維持必須六則(計画・実践・点検・分析・評価・還流)の確立

ここで述べる事項は、直接的に本学の教育に関わる重要な視座であるとの共通の帰結を得たことに根ざす。但し、その実現には構成員の強い意志と運営上の指導性が不可欠の要素として指摘できる。

必須六則とは、「教育」は本学が社会に対して公約した内容を確実に履行する義務が発生しているが、この義務は教育を担当する者に共通の不可欠の「業務の一部」として定着する必要があるとの一致した考えに基づくものである。「・・・計画→実践→点検→分析→評価→還流(反映)→計画→・・・」という作業は、教育に限らずとも失敗の回避を最大限に求められている一般的な作業業務にも当てはまるものである。学習者にとって一度限りの機会となる失敗の回避が強く求められている教育にあっては、その対象と形態が如何なるものであっても、この6つの自己点検作業からなる一連の循環過程によってのみその質の維持と向上があり得るものと考えられる。

教育の実施計画は、一人の教官の裁量に依存する場合はこれまでの慣習であったが、複数の教官がその実施計画に緻密に参画することも求められる。複数の教官が担当する「乗り合いバス(omnibus)」形式の授業では、この意味で再確認が求められるであろう。また、課題探求を取り入れる授業にあっても、課題の設定以上に学習者のための資料の準備と計画が肝要であり、単なる新規の形式を採用するだけでは何の意味もない。こうして準備計画された授業は実践に移されるが、学習者を含めた当事者の点検が求められる。個々の授業の達成目標の確認は、学習者にとっては試験であり、担当者にとっては授業の鳥瞰的な把握である。得られた点検結果は分析されて評価される。評価結果を次回の実施計画に還流(反映)されなければ、点検に続く作業の意味がない。

表3に掲げる視点1では、学習者への試験だけに終始していた点検方法に多角的な視点を加え、その結果を分析・評価する過程を大切な履行義務である教育において慣習化を促すものである。入学者への機関からの教育内容の「公約」だけではなく、授業の目的(general instructive object: GIO)と達成目標(specific behavioral objectives: SBOs)を明示して毎回の授業毎にまでその提示を拡大するなど、個々の授業においても機関が行う公約と同じ発想に立った公約を掲げる努力を行おうという発想である。そうした教育活動は、自信を持って社会に公表すれば、本学の教育内容が社会からの深い認知に繋がると考える。バラ色の発想だけでは教育は成功しない。担当者が満足できる感触を持てる授業が少ないことも著者たちの経験するところである。この教育の宿命は同じ教育に携わる他の担当者(同僚)も広く認識している

表3 教育の質の維持必須六則（計画・実践・点検・分析・評価・還流）の確立

- [視点1] 教育活動に必要な点検・分析・評価の恒常化
- 1) 担当授業の活性化と点検・評価の恒常化
 - 2) 教育活動に必要な情報と活動内容の公表
- [視点2] 学内外からの点検や評価結果の反映
- 1) 学内外の点検・分析／評価結果の反映
 - 2) 学内の教育上の未解決の問題や課題の解決策
- [視点3] 各部局の教育に関する目標・目的の精査
- 1) 本学の教育研究全体の活性化
 - 2) 本学の全体的で総合的な教育研究上の評価に関わる支援組織

ことでもある。同僚の授業を参観して学んだところを借用することも大切な観点である。こうした責務の履行のための作業が、諸課題を解決し活性化と向上に着実に結びつく。そのような教育の実施上の環境を醸成する視点と目標が2と3に掲げるものである。

5-4. 学習者中心に基づいた国際水準の学士教育

機関の学習者が豊かな教養と専門性を持って卒業し、社会で活躍する職業人として認められることは機関の誇りである。そのためには、どのような水準の教養と専門性を学習者に身につけてもらおうと考えるかが重要な観点である。その水準の設定に「国際水準の学士教育」を否定する人はいないであろう。また、「(身につけた専門性に基づく意見や考えを) 正確に表現できる能力」として、日本語表現能力も学習者に身につけてもらいたい機関としての姿勢であることを否定する人もいない。

国際水準の専門性は問題なく我々の機関で提供できる。然し、その身につけた素養に基づく国際的に通じる形での表現力に関しては、我が国の現状は甚だ心許ない状況にある。即ち、国際的場面で通用する表現能力の一般的な尺度となる「英語表現能力」は、国や社会の関心の高さと相反して全くその成果が認められないという事実がある。世界中で最も普及している「第二言語としての英語試験(test of English as a foreign language: TOEFL)」の成績がこのことを客観的に証明している。180ヶ国以上の受験生の中で最も多い受験者数を誇りつつも、「世界最低水準」を徘徊し続け、そこから脱出できていない事実がある^[10]。以前は韓国の受験生が日本の受験生よりも低い位置にあったが、1980年代後半以後逆転し、その得

点差が開き続けている。議論では、この暗澹たる事実を真摯に対峙することから始めた。留学希望者の受験生が圧倒的に多い TOEFL 試験の主眼は、高等教育で通じる英語能力の検査にある。数分程度の大学の授業を想定した討論などを視聴させ、討論内容や結論に関する問題が出題される。また、ある主題についての簡潔な作文が課されていることも特徴である。

表4の視点1は、入学者選抜に対する学士教育の最も基本的な姿勢が問われている事柄である。編入学とAO入試を含めると6種類もの入学者の選抜機会があるが、1点を競う選考過程において、選抜方法と募集人数を含めて、入学者受け入れ方針の論拠付けが問われることは疑いがない。視点2の在学生の留学機会の促進は真剣な学習態度を広める施策としても有意義であると考えている。成績優秀者の表彰制度も考えられるが、4年間で200単位を9割以上が「A」で卒業する「法律違反?」と「不明確な成績評価の蔓延」が最初に解決されるべき真の課題であると考え割愛した。また、新しい考え方や目的を設定した授業の活性化のための計画研究や担当した授業に関する研究論文執筆の制度化は教育提供者の立場からのものである。TAの制度が導入されて久しいが、その運用方法の詳細な取り決めが必要であると考え、教官と学生との連携指導の推進を視点2として掲げた。

我が国の高等教育にあって、英語教育の惨憺たる現実について触れたが、本学の特徴ある国際水準の教育を標的として設定するなら、専門性に基づいた英語教育(English for academic purposes: EAP)を全国に先駆けて推進するという考え方が最も本学の特徴ある教育を社会に主張できるものであると考える。参考資料[10]に表で示した通

表4 学習者中心に基づいた国際水準の学士教育

- [視点1] 入学選抜方法の厳格な精査
- 1) 入選研（「入学者選抜方法改善研究委員会」）の活動組織の再構築
 - 2) 入学後の追跡調査を前提とした分析と選抜方法への還流
- [視点2] 自己研鑽・自主的学習姿勢と環境の育成
- ＜学生の視点＞
- 1) 入学者受け入れ方針に相応しい教育と学習者の自覚の向上
 - 2) 適切な基金を活用した在学生の海外留学機会の促進
- ＜教員の視点＞
- 1) 6／7年に1度の教育研究報告書／論文作成の制度化
 - 2) 教育活性化計画研究の公募
- [視点2] 教員と学生の連携指導の推進
- 1) TAの採用と全学・部局等での共通の研修の制度化
- [視点3] 国際水準の学士教育を推進する措置
- 1) 独自の日本語表現試験の実施
 - 2) 高学年／卒業前の専門性に基づいた英語教育の実施

り、アジア各国の中で最低の英語能力に加え他の諸国では毎年 TOEFL の得点が向上傾向にあるのに対して、我が国だけが下降傾向すら示していることは厳に憂慮すべきことである。本学を含め多くの大学での英語教育は、2単位の認定に1回90分前後の授業を30回も必要としているが、国際的尺度で全く効果の無い英語教育に30回を無為に使っている現状を、時間数や回数の不足が指摘されている専門教育からはどのような判断がなされるのであろうか。根本的に英語教育を再構築し、全国で初の新しい英語教育の方法論を創出することを議論の過程で考えてきた。専門性に基づいた英語表現能力を身につけた学生を排出することを本学の教育目標に真剣に掲げるなら、英語教官と専門教官との「連携教育」を取り入れ、且つ実践的な裏付けに基づく資料を根拠にした具体的で詳細な計画も著者らの一部にあるが、その内容は別な機会に譲る。

日本語表現力・素養の涵養については、Web PageでCGIを組み入れた日本語試験を年に2回程度実施しようというものである。そのための原型も試作されている。出題形式は原型では、1) 選択問題、2) 穴埋め問題、3) 図を利用した問題、4) 記述式問題、の計4種類の問題提示が可能で、解答・採点・記録が行える。この試作原型についても詳細は別な機会に発表する予定である。

5-5. 北東北・秋田の生活文化の学術活動

この視座は、「1.」～「4.」で触れた地域と大学の双方向の「疎通の場」が肝要であるとの認

識に基づくものである。地域の教育資源や資産を整理・公開する作業の過程で、大学と地域との共同作業で有用な知的財産権に結びつく新しい教育方法を創出し、TLOなどに申請できる移転可能な技術までも構想するもので、大学の独自収入にも結びつけることも視野に入れたものである。視点1については、「1.」に述べた考えに基づく具体化である。視点3では、地域とも共有できる知的財産権となる教育資源を開発してTLO申請を目指すものであるが、そのためには、本学に新しいIT技術を開発・運用できる技能集団が必要となる。そのための施策が視点2である。

本学の外部資金は主に研究活動に根ざすものであるが、科学研究費で3億円、外部資金が約6億円である。歳入は国立学校特別会計だけであり142億円規模で大きい。付属病院収入が107億円規模であるので、授業料等・入学検定料の27億円規模と産学連携研究収入の3億円を除いた雑収入が約5億となる。歳出のほとんどは大学（86億円）と付属病院（43億円）の人件費（130億円規模）である。全体の歳出規模は250億円規模であるので、差額の120億円は施設整備・維持や設備費および光熱費などに使われている勘定になる。この歳入・歳出経費を知ると虚脱感を覚えるが、研究成果だけでなく教育の範疇からの独自収入を追求し続ける姿勢は必要であろう。

5-6. 学内外の支援基盤組織の整備

米国では、教育と学生支援を目的とした専用の基金の設置が大学設置認可で義務づけられ、その

表5 北東北・秋田の生活文化の学術活動への参画

- 〔視点1〕大学の提供する教育資源、研究成果の地域との交流と還元
- 1) 社会が教育／研究に関して持っている考えや動向の迅速な収集・分析・反映
 - 2) 学内の構成員の様々な考え方や意見の「疎通」のための場の提供
 - 3) 地域の住民と大学の構成員との「教育」に根ざした「総合窓口」の共同運用
- 〔視点2〕教育内容と成果を学内外に広く公表／公開する技術者集団の形成
- 1) 新しいIT技術による教育方法とその公開
 - 2) 学生をも取り入れたIT実行集団の組織化
- 〔視点3〕地域社会や初等中等教育機関との対等な連帯を通じた地域立脚型高等教育機関
- 1) 地域の情報基盤を活用した本学が作成した教育資源の配信
 - 2) 大学独自の収入に結びつく計画の構想

表6 学内外の支援基盤組織の整備

- 〔視点1〕在学生や卒業生等の満足感と誇りの醸成環境の構築
- 1) 在校生や卒業生の自負と卒後の特徴ある支援
 - 2) 転職や新しい活動のための情報や最新の知識の提供
- 〔視点2〕目的を明確にした基金の設置
- 1) 目的に応じた教育研究上の各種「基金」の設置
 - 1) 教育に関する活動成果を地域社会と分かち持つ連携

額は数年に1度の認可機構(accreditation)の対象になっている。国立大学法人化後の89の国立大学に交付される運営交付金は各国立大学の規模と実績に基づいて配布される運営費である。この横並びの運営費だけでは特徴ある教育活動に不可欠の予算的裏付けが乏しい。目的を限定した各種の基金を大学として準備できるかが鍵となる。競争的環境の中で、一番大切にすべき対象は、27億円の歳入の根拠となっている学生である。この学生が入学後と在学中と卒業後に、本学の「支援者」となってもらうことが議論の出発点である。学生が「満足感」を感じるだけでは授業料に対する「対価」への感想でしかない。これに加え「誇り」を抱いてもらえるなら、基金への「出資」に至る自発的な行為に結びつく扉を開けることができる。企業や法人からのまとまった金額の寄付が望めない以上、排出してきた卒業生にその出資を訴えることは自然なことである。視点1は、在校生や卒業生に「満足感」と「誇り」を感じてもらうための目標である。おそらく機能するまでの「誘導期間」として数年が必要となるが、毎年排出する全職員教に匹敵する数の卒業・修了生は、視点2の基金への出資者の有力な基盤である。加えて、紐帯(tie)の太さは当事者間の双方向の関係によって決定されるが、双方向の関係という意味で、本学の教育活動成果を分かち持つ連携の推進という

趣旨のもとに、地域との関係を深めれば、新たな基金出資に結びつく。

結語

平成14年夏以来約半年間の著者たちの議論の一端を述べてきた。表1～6に示してある項目だけから判断して、視点の内容を始め各視点に掲げる項目間の関連性を理解することは殆ど困難である。峻別されるべき本学の特徴を創り出すことが当初の著者らの議論の目的であった。然し、本学に不足する事柄は容易に抽出できても、その実現方法を必要根拠とともに検討すると、更に別な不足する事柄が見えてくる。新しい視座に立って議論を始めると、同様に別な視座の不足が際だってくる。このような議論は際限がないが、敢えて6つの視座を設定した。このような事由により、示した6つの視座は独立性の高いものではなく、寧ろ、相互の従属関係を持っている。どれかの視座が抜けても、6つの柱の1つが欠けても本学の教育を支える基盤が極端に脆弱なものとなると考えている。

このような際限のない議論の過程で、最も全員の意見が一致したものは、日本語教育と英語教育の見直しであった。我が国の高等教育における言語教育の意義と目的が、今更「異文化理解」などという極めて「惰性的」で具体性のない「稚拙」な切り口で語られ、本学の中期目標・中期計画に

掲げ続けられていることには、TOEFLの日本人学生の得点が下降傾向にすらある事実と重なり、高等教育機関としての姿勢と役割を考えると、憤慨すら覚える。

*Corresponding Author

参考資料と註

- [1] <http://www.niad.ac.jp/hyouka/index.htm>
- [2] http://www.mext.go.jp/b_houdou/15/02/030222.htm;
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/156tuu.htm
- [3] ここで用いている「学習者」という用語は、心理学での概念を想定しているものではなく、「教師と学生」という上下関係が誘発されうる「学生」という用語を単純に使いたくないからである。
- [4] 「教育提供者」とは、「教官」だけでなく、教育を提供する場を主体的に提供する集団を意図し、たとえば、教官、事務官、管理者、保守者など学習者を除く機関の教育の場の提供者全体を想定している。
- [5] 「疎通」とは、抽象的な communication というよりも、「個人の考えや意志を双方向に表明しあう(interchange)」といった限定的な概念で用いている。
- [6] たたき台の報告書には名称と役割についても示したが、本報告では省略する。
- [7] 平成10の「大学等技術移転促進法」に基づき、大学や研究機関の研究成果のなかから実用性のあるものを抽出し、研究者にかわって、特許などの権利を取得、活用企業を開拓してライセンス契約を締結する機関のことで、助成金の支給や特許収入で優遇措置が受けられる仕組み。
- [8] 知的所有権に関しては、ここに言及したほど明確な展望が拓けている訳ではない。平成14年12月に公布された「知的財産基本法」は考え方の基本姿勢を示したものであり、実際に結びつく具体的な施策に触れたものではない。未だ未解決の課題が山積している。
- [9] <http://www.niad.ac.jp/hyouka/theme/kyouiku/houkoku/index.htm>
- [10] TOEFLの公式Web Site (<http://www.toefl.org/>) から各種の統計情報が参照できる。TOEFLは従来は、共通問題の筆記試験で、「聞き取り／構文／読解」の667点満点であった。1998年からは、計算機試験(CBT)となり、受験生毎に問題の正解・不正解により異なる問題が出題され、信頼度が向上したことから300点満点となっている。Score [CBT] = (Score [Paper] - 275.46)/1.3 が対応するといわれている。以下に、中国、インド、日本、韓国、マレーシア、台湾の受験生数と平均得点の年次変化を掲げる。

		共通筆記試験 (667点満点)					
各年の7月から6月まで		中国	インド	日本	韓国	マレーシア	台湾
1995-1996	受験者数	58240	30281	144572	86039	16937	46785
	得点平均	556	578	499	518	524	509
1996-1997	受験者数	73206	30651	154204	112630	12694	49737
	得点平均	555	579	496	518	523	507
1997-1998	受験者数	79964	33586	146439	103674	9530	52826
	得点平均	560	581	498	522	530	502
1998-1999	受験者数	70760	30658	100453	61667	218	32967
	得点平均	562	583	501	535	536	510
1999-2000	受験者数	92488	42967	99134	85235	194	34035
	得点平均	559	581	504	533	535	515
2000-2001	受験者数	92720	18088	35121	32814	83	21897
	得点平均	560	575	505	530	545	519
2001-2002	受験者数	105116	66	741	414	-	116
	得点平均	563	593	487	533	-	523

計算機試験 (300点満点)							
各年の7月から6月まで		中国	インド	日本	韓国	マレーシア	台湾
1998-1999	受験者数	10961	7480	20554	14862	2058	10071
	得点平均	211	243	188	198	218	194
1999-2000	受験者数	14539	10288	21636	18839	2692	10178
	得点平均	211	246	188	200	219	193
2000-2001	受験者数	17644	38073	60746	50311	3213	18160
	得点平均	211	245	183	202	224	193
2001-2002	受験者数	22699	62761	84254	73093	3162	25443
	得点平均	214	246	186	207	228	198